

裁判所書記官印



本人調書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示 平成14年(ワ)第310号
平成15年(ワ)第61号
期 日 平成15年9月18日 午後1時30分
氏 名 渡 辺 裕
年 齢 40歳
住 所 兵庫県伊丹市端ヶ丘1丁目29-302

宣誓その他の状況

裁判官は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

反訳書のとおり

以 上

ですね。

それで、チェロぐらいやったらというような感じなんですかね。

はい。

チェロを持って村上さんは奪い合いになったということ言うておられるんですけど、そういうことはありましたか。

ないです。

そうすると、渡辺さんは隣の部屋に取りに行ったんでしょう。

ええ、取りに行きました。

取りに行ってからどういう行動になったんですか。

村上は何すんねんというようなことを言うてましたけれども、すぐに向こうの部屋に電話しに行きましたね。

それは何の電話をしに行ったんですか。

警察に電話するか何か言うてたと思うんですけどね。

それははっきり覚えてはるんですか。

覚えてないんですけど、何せすつと隣の部屋に行きました。

隣の部屋に行って、渡辺さんは村上さんより先に家を出ようとしたのか、電話を。

村上が先に電話をしに行って、その後、僕がチェロを持って廊下の横を
通って出ましたんで。

それで、奪い合いも何もなくて。

ないですね。まあ、言葉でごちゃごちゃ言うのはありましたけどもね。
要は、ベランダのところの窓に打ちつけたとか食器棚に打ちつけたとか。

それは一切ないです。

明らかな暴行、要は殴るけるというのはないですね。

ないです、ないです。

それで、チェロを挟んで取り合いをするということはありませんでしたか。

それはありましたね、多少やっぱりね。こう持って、何すんねんという
ことでね。

チェロに一瞬。

一瞬両手がかかって、私の手と村上の手とがかかってですね。

それで、そのときはどないなつたんですか。

それはもうそれですぐに諦めよって、ずっと向こうの部屋に行きま
したから。

それで、先にそれはもうあきらめて電話をしに行かれたんですか。

そうです。

その後出て、西野さんも退席されて、警察と話しされてますよね。

はい。

警察にはどういうふうな。

それで、その後すぐ私も部屋へ戻りまして、警察官にこの内容証明通
知を見せて、今までのいきさつですね。豊中のマンション、ナンプウ
から始まって、池田のプレステージ藤本、数々のこの事件があったこ
とを話ししまして、ついこの間もこういうことがあったんやと。もし
たら、たまたまその警察官が前のビゴラスのときにさんざん来てた
警察官だって、あ、またこいつかということで、これやったら仕方が
ないなということで、その場は。私は念のため交番に来てくれという
ことで行きましたんですけどね。

それで、強盗傷人ということで告訴されましたよね。

はい。

これについてはどういう対応をしたんですか。告訴されたことに関して結局
どういうふうに対処せざるを得なくなったのかということなんですけどね。

どういう対応といいますと。

取り調べが何回かありましたか。